

和歌山県地域福祉推進計画

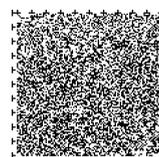
〈改定版〉

「支援を必要としている住民を、決して見逃さない。」

概要版



和歌山県



地域を取り巻く環境

○ 本格的な少子・高齢社会の到来

和歌山県内の65歳以上の高齢人口比率は25.9%（H21.3.31現在）となり、今後さらに高齢化は進行するものと見込まれています。
また、長期的な少子化傾向への流れがあります。

○ 家族・地域における「支え合い」機能の低下

核家族化や高齢者世帯の増加、地域の過疎化や個人主義的傾向の強まりなどにより、住民と地域社会との関わりが薄れ、「お互いさま」などといったご近所の支え合い機能が弱くなってきています。

○ 「地域での自立支援」がキーワードとなった福祉制度

これまでの施設を中心とした福祉施策から、地域における個人の自立した生活を支援するというのが、近年の福祉制度の基本的な方向であり、地域の役割がますます重要になってきています。

○ 地域に存在する多様な生活課題

私たちが生活している地域では、子どもや高齢者などへの虐待、悪徳商法や詐欺の横行、ひきこもりや不登校、さらには孤立死や自殺など、様々な社会問題が増加しています。

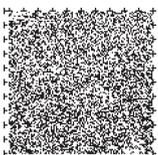
地域福祉とは

○ 地域を取り巻く環境が変化する中で、住民の生活を支援するためには、公的な福祉サービスの充実整備は欠かすことができません。

しかし、地域に存在する多種多様な住民の生活課題のすべてを公的な福祉サービスだけで対応することはできないことも事実です。

○ 既存の福祉サービスや仕組みでは対応することができない地域の課題に対して、住民、地域で活動している多様な組織、行政が連携して、解決に向けて取り組むことにより、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域を創りあげていく、そのような考え方、あるいは取組が「地域福祉」です。

○ 地域福祉においては、「自助」だけで解決することが困難なことについて、「共助」と「公助」が相まって働く仕組み、体制であることが大切です。



地域福祉の推進 ～「新しい支え合い」の構築～

市町村地域福祉計画
(社会福祉法第107条)

連携

地域福祉活動計画
(市町村社会福祉協議会)

市町村の地域福祉の推進に関する事項

- 福祉サービスの適正な利用の推進
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- 地域福祉活動への住民参加の促進

支援

和歌山県地域福祉推進計画

(社会福祉法第108条)

～支援を必要としている住民を、
決して見逃さない。～

(3つの重点項目)

- 「新しい支え合い」ネットワークの構築推進
- 地域福祉推進体制の整備
- 市町村地域福祉計画の策定支援

※関連計画等と連携を図りながら地域福祉を推進

(関連計画)

わかやま長寿プラン

紀の国障害者プラン

紀州っ子元気プラン

(関連方針)

県人権施策基本方針

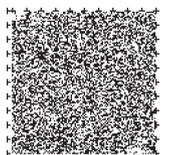
(関連分野)

- ◇ 県男女共同参画基本計画
- ◇ 県健康増進計画
- ◇ 県保健医療計画
- ◇ 県ボランティア・NPO活動促進基本方針

和歌山県長期総合計画

～未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山～

将来像 「生涯現役で誰もが活躍できる和歌山」



和歌山県地域福祉推進計画（改定版）の概要

◇ 計画改定の趣旨 ◇

和歌山県地域福祉推進計画は、平成17年3月に「支え合いのふるさとづくり」の推進をめざして策定されましたが、計画期間の5年が経過する間、少子・高齢化の急速な進行、社会情勢の様々な変化等により、私たちが生活している地域を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

このような中、地域福祉の一層の推進を図るため、「新しい支え合い」の構築をめざして改定するものです。

◇ 計画の理念 ◇

平成20年3月策定の和歌山県長期総合計画では、「未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山」を本県全体のめざすべき将来像としています。

当計画は、県長期総合計画における将来像のひとつである「生涯現役で誰もが活躍できる和歌山」の実現を基本理念とし、「支援を必要としている住民を、決して見逃さない和歌山」をめざします。

また、当計画の理念に基づき、次の3項目を重点事項とします。

○ 「新しい支え合い」ネットワークの構築推進

【見守り・発見 ⇒ 情報の共有・コーディネート ⇒ 必要な支援へ】

○ 地域福祉推進体制の整備

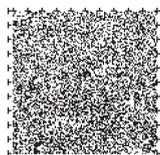
地域において、支援を必要としている住民をはじめ、すべての住民の安心した生活を支えていくためには、地域福祉推進体制の整備が不可欠です。

○ 市町村地域福祉計画の策定支援

地域福祉を推進するためには、住民の参画のもとに策定される市町村地域福祉計画が、その策定過程を含めて重要な役割を果たします。

◇ 計画の期間 ◇

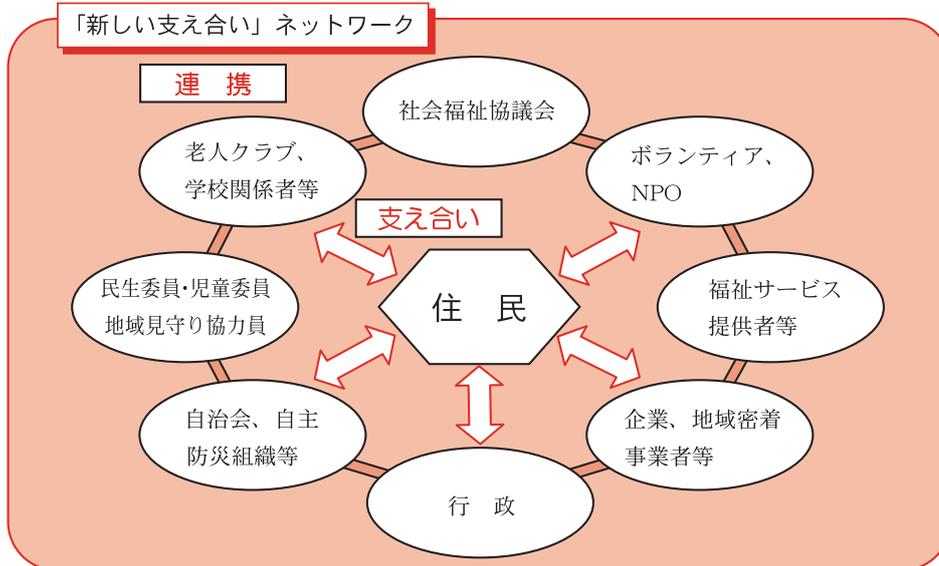
平成22年度から平成26年度までの5年間です。



◇ 「新しい支え合い」 ネットワークの構築推進 ◇

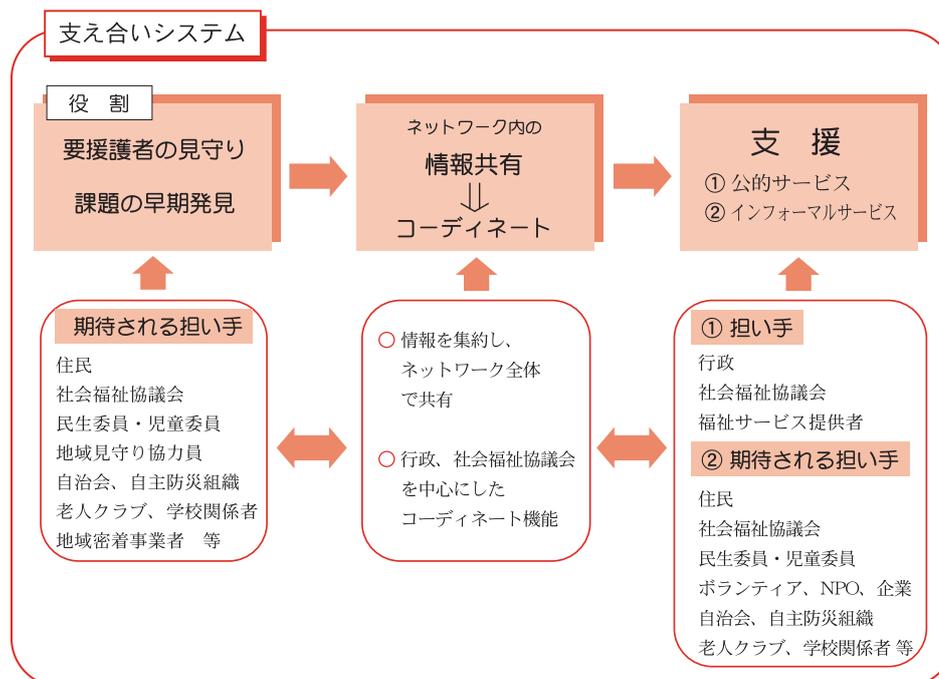
地域福祉活動を効果的に推進していくためには、お互いに顔の見える地域を圏域として、地域福祉の担い手が支え合いの構築をめざして連携することにより、地域の課題を共有し、その解決に向けてそれぞれが役割を分担していくことが必要です。

和歌山県では、このような連携により地域を支える「新しい支え合い」ネットワークを提案し、この構築を進めていきます。

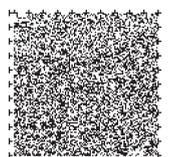


※上記はイメージであり、具体的な担い手は各地域により異なります。

ネットワークにおいて、地域福祉の担い手は、下図の役割を担うことが期待されており、「見守り・課題の発見」→「情報の共有～コーディネート」→「適切な支援」へとつなげていくシステムとなります。



※上記はイメージであり、役割・担い手等は各地域により異なります。



◇ 地域福祉推進体制の整備 ◇

(1) 人権を尊重した地域福祉の推進

地域福祉を推進するうえで、基本となるのは「一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点であり、同和問題、障害のある人、高齢者、子ども、女性などのあらゆる人権問題の解決に向けた取組を推進します。

- (主な施策)
- 人権尊重の視点に立った行政の推進
 - 人権教育・啓発の推進
 - 相談・支援・救済の推進 など

(2) 「支え合い」促進のための体制づくり

平成22年1月から、お互いに見守り合える地域づくりに向けた「地域見守り協力員制度」をスタートさせるなど、地域福祉の担い手が活動しやすい体制を整備することにより地域福祉を推進します。

- (主な施策)
- 民生委員・児童委員活動の促進
 - 地域見守り協力員制度の実施
 - 災害時要援護者への支援体制強化
 - ボランティア・NPO活動の促進
 - 高齢者による地域助け合い活動の促進 など

(3) 地域福祉施策の推進

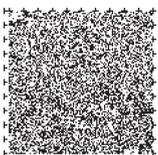
「誰もが人権を尊重され、安心して自分らしい生活を送ることができる地域」を創り上げていくため、各種施策を進めていきます。

- (主な施策)
- 福祉サービスの適切な利用等の推進（日常生活自立支援事業）
 - 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備
 - 低所得者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進
 - 福祉に関する「総合相談体制」の整備 など

(4) 福祉を支える人材の確保と資質の向上

福祉サービスへのニーズが多様化・高度化する中、福祉・介護の分野では常態的な人材不足が続いているため、利用者本位の福祉サービスを提供する人材の確保と資質の向上に向けて取り組みます。

- (主な施策)
- 福祉職場への就業促進
 - 福祉人材の資質の向上・定着の促進
 - 福祉・介護人材確保対策 など



(5) 社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

利用者が自らサービス内容や提供者を選択する制度に移行が進んでいる中、適切なサービス供給ができる体制の整備促進に努めます。

- (主な施策)
- 健全な事業運営の確保
 - 福祉サービスの点検・評価
 - 苦情解決の仕組みの整備 など

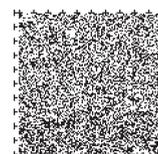
◇ 市町村地域福祉計画の策定支援 ◇

地域福祉の推進を具体的に実現する方策として、社会福祉法第 107 条の規定により、市町村地域福祉計画の策定が求められています。

市町村地域福祉計画は、地域にある福祉課題や人権問題解決の視点に立ち、住民の意見を反映した計画にすることが望まれており、当計画では、平成 26 年度末までに県内すべての市町村において地域福祉計画を策定することをめざしています。

地域福祉計画の構成【盛り込む事項の例示】

- (1) 計画の理念、関係者の役割等
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進
 - 福祉サービスを必要とする住民に対する総合相談体制等の整備
 - サービス利用に結びついていない要援護者への対応 など
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
 - 多様なサービスの参入促進及びこれらと公的サービスとの連携
 - 福祉サービスと保健・医療サービスとの連携 など
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進
 - 住民、地域で活動する組織の参画促進と連携及びその活動への支援
 - 適切な圏域の設定、拠点の整備、コーディネート機能の整備
 - 防災、まちづくり、教育、文化、スポーツ、コミュニティビジネス等、他分野と連携した総合的なコミュニティ施策の推進 など
- (5) 災害時の要援護者支援に向けた取組
 - 要援護者の把握、情報の共有方法、支援方法
- (6) その地域で地域福祉を推進するうえで必要な事項
 - 社会福祉協議会の基盤の整備強化、民生委員・児童委員等の活動強化
 - 地域交通の確保、バリアフリーのまちづくり など
- (7) 計画の進行管理、評価の方法





和歌山県

和歌山県地域福祉推進計画〈改定版〉概要版 (平成22年3月)

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2472

FAX 073-425-6560

県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp>

